

## 卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

(卒業認定)

所定の課程を修了した者について、卒業を認定する。

①卒業認定は、次の各号に該当しなければならない。

(1)全科目の評価が、60点以上の者

(2)所定の授業時間数の3分の2以上出席した者

(3)准看護学科において、出席日数が3分の2未満であっても、所定の学科の補習及び補習実習を修了した者

②学校長は学校運営委員会の議（卒業認定会議）を経て、卒業を認定する。